

# ヤングケアラー 支援のための



## 福祉サービスの手引



今の気持ちを伝えよう



自分も周りの人も大切に



頼れる人や場所を見つけよう



わくわく感動する  
気持ちを持つよう

この手引は、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）を支援するため、各種の福祉サービスについてまとめたものです。






滋賀県では、一般的に18歳未満とされるヤングケアラーについて、20歳代の若者までを含めて、「子ども若者ケアラー」として支援していきます。

令和4（2022）年10月  
滋賀県健康医療福祉部



## ■ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般的に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされており、おおむね以下のようなケースが想定されます。

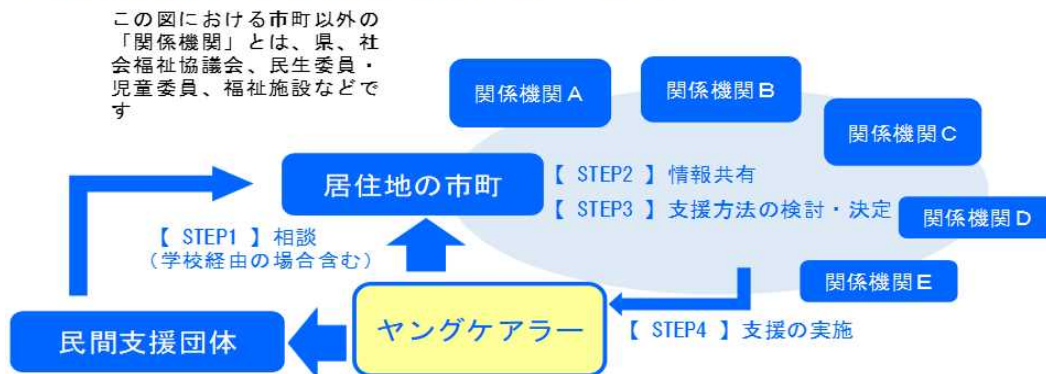
				
ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5
家事や幼いきょうだいの世話をしている	高齢の家族がいて、見守りや介護をしている	障害や病気のある家族がいて、介助や看病をしている	家計を支えるため、放課後は働いている	通訳等により、家族の意思疎通を支えている

(イラスト ©厚生労働省)

家族のお世話や手伝いをすること自体は本来、素晴らしい行為ですが、それが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を伴うものであれば、本人の育成や学業への影響が懸念されます。

## ■相談から支援までの流れ

### [ 相談から支援までの基本的な流れ (イメージ) ]



県や市町では、幼い子ども、高齢者、障害のある方、経済的に困りの方等について、様々な福祉サービスを行っています。地域住民の支援ニーズは近年、複雑化・複合化の度合いを増していることから、関係機関の連携により、分野の垣根を超えた包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

ヤングケアラーは、介護や生活困窮など、複合的な課題を抱えていることが少なくないと考えられます。相談から支援までの基本的な流れは、まず本人の居住する市町が相談に対応し、その後、市町内の関係部署や、その他の関係機関が連携しながら、本人に合った支援方法を検討し、実施につなげていく形となります。

この手引では、ヤングケアラーとして想定される具体的なケースに応じ、本人やその家族がどのような福祉サービスを受けることができるかを例示しています。ただし、あくまでも例示ですので、手引に掲載している福祉サービス以外にも、利用できるサービスがあるかもしれません。支援の必要なケースだと感じた場合には、まずは支援を要する本人が居住する市町の窓口（P2参照）にお知らせください。

## ■ヤングケアラーに関する相談窓口

福祉サービスの担当機関は、サービスの分野や内容によって異なりますが、ヤングケアラーに関して相談のある場合には、まずは以下の窓口へお寄せください。（令和4年10月18日現在）

市町名	担当部署	TEL
大津市	子ども家庭相談室（18歳未満）	077-528-2688
	子ども・若者政策課（18歳以上） （子ども・若者総合相談窓口）	077-528-2706 (077-526-5316)
彦根市	子育て支援課 家庭児童相談室	0749-23-7838
長浜市	子育て支援課 家庭児童相談室	0749-65-6544
近江八幡市	子育て支援課（18歳未満）	0748-31-4001
	生涯学習課（18歳以上） （子ども・若者総合相談窓口）	0748-36-5597
草津市	子ども家庭・若者課 （子ども・若者総合相談窓口）	077-561-0188
守山市	子育て応援室	077-582-1159
栗東市	子育て応援課 家庭児童相談室	077-551-0300
	学校教育課	077-551-0130
	社会福祉課	077-551-0118
甲賀市	家庭児童相談室	0748-69-2177
	地域共生社会推進課	0748-69-2155
	子育て政策課	0748-69-2176
野洲市	子育て家庭支援課 家庭児童相談室	077-587-6140
	学校教育課	077-587-6017
湖南市	家庭児童相談室	0748-77-7007
高島市	子ども家庭相談課	0740-25-8517
東近江市	こども相談支援課	0748-24-5663
米原市	子育て支援課	0749-53-5130
日野町	子ども支援課	0748-52-6583
竜王町	健康推進課	0748-58-1006
愛荘町	子ども支援課	0749-42-7693
	教育振興課	0749-37-8056
	福祉課	0749-42-7691
豊郷町	保健福祉課	0749-35-8116
甲良町	教育総務課 子育て支援センター	0749-38-8003
多賀町	教育総務課 子ども・家庭応援センター	0739-34-2373
湖東健康福祉事務所	子ども家庭相談室	0749-21-0281
東近江健康福祉事務所	子ども家庭相談室	0748-22-1300

■福祉の各種制度全般に関するお問い合わせ先（滋賀県健康医療福祉部）  
※各支援制度の利用については各市町等の担当機関に御連絡ください。

	担当部署	TEL
子どものいる家庭	子ども・青少年局	077-528-3554
高齢者のいる家庭	医療福祉推進課	077-528-3521
障害のある方のいる家庭	障害福祉課	077-528-3548
経済的に困りの家庭	健康福祉政策課	077-528-3512
難病患者のいる家庭	健康寿命推進課	077-528-3547

## ■手引きの見方

このページに、想定されるヤングケアラーの具体的なケースを例示し、それぞれのケースにおいて利用できる可能性のある福祉サービスについて、以下の番号で示しています。また、これらの番号に対応する福祉サービスの内容については、4～7ページをご覧ください。

[ 福祉サービスの番号 ] (分野別)

A01 ~ A11	子どものいる家庭への支援	4ページ
B01 ~ B21	高齢者のための支援	4～5ページ
C01 ~ C14	障害のある方のための支援	6ページ
D01 ~ D03	コミュニケーションのための支援	7ページ
E01 ~ E04	生活を支えるための支援	7ページ
F01	難病患者の家族のための支援	7ページ
G01	日常生活上の心配ごと相談	7ページ

## ■想定されるケースと、利用可能性のある福祉サービス

ヤングケアラーの例	想定される具体的なケース	利用可能性のある福祉サービス
ケース1 家事や幼いきょうだいの世話をしている	幼い子どもの面倒をみてほしい	A01 A02 A03 A04 A05 A06 A07
	ひとり親世帯の子育て支援について教えてほしい	A08 A09 A10 A11
	経済的に苦しい	A08 A09 A10 E01 E02 E03 E04
ケース2 高齢の家族がいて、見守りや介護をしている	家族の介護のことで相談したい	B01
	要介護・要支援の認定を受けたい	B01 B02
	自宅で介護を行うにあたり、手助けがほしい	B03 B04 B08 B12 B13
	家族の介護の手を休ませたい	B09 B10 B11 B12 B13
	自宅でリハビリや看護等を受けたい	B05 B06 B07 B08 B13
	自宅での介護等が難しく、施設に入所させたい	B14 B15 B16 B17 B18 B19 B20 B21
	経済的に苦しい	A08 A09 A10 E01 E02 E03 E04
ケース3 障害や病気のある家族がいて、介助や看病をしている	家族の障害のことで相談したい	C01 C02
	依存症(※)について相談したい	C02 C03 (※) アルコールや薬物(医薬品含む)、ギャンブル等
	ひきこもりについて相談したい	C01 C02 C04
	障害支援区分の認定を受けたい	C01 C05
	自宅で介助を行うにあたり、手助けがほしい	C06 C07 C08 C11
	家族の介助・看病の手を休ませたい	C09 C10 C12 C13 F01
	自宅での介助等が難しく、施設に入所させたい	C14
	経済的に苦しい	A08 A09 A10 E01 E02 E03 E04
ケース4 家計を支えるため、放課後は働いている	経済的に苦しい	A08 A09 A10 E01 E02 E03 E04
ケース5 通訳等により、家族の意思疎通を支えている	音声での意思疎通ができない家族がいる	C01 D01
	日本語が第一言語でなく、通訳の必要な家族がいる	D02 D03
各ケース 共通	家族に関する心配ごとについて相談したい	G01

# A 子どものいる家庭への支援

(県の所管)  
子ども・青少年局

【注】市町によって条件が異なる場合や、一部の事業を実施していない場合もあり

## I 日常生活の支援

施設等で一時的に  
子どもを預かってもらう

A01	保育所（認定こども園）	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
A02	一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園や保育所等で一時的に預かる
A03	放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供
A04	短期入所生活援助事業（ショートステイ）	病気や出産等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設等で一時的に預かる
A05	夜間養護事業（トワイライトステイ）	仕事等のため保護者が平日夜間または休日に不在となり、養育が困難となった場合に、児童を施設等で預かる
A06	認可外保育施設	保護者に代わって保育する施設のうち認可を受けていないもの

保育等に係る助け合い

A07	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり、送迎の援助を受けたい方と、援助を行いたい方とのマッチングを行う（会員登録が必要）
-----	-------------------	---

《 担当機関 》 市町  
《 費用負担 》 市町によって異なる

## II ひとり親家庭への支援

経済的支援

A08	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）
A09	児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための手当（ひとり親ではないが、父または母に重度障害がある場合も対象）
A10	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己負担分を助成

《 担当機関 》 市町

生活支援

A11	日常生活支援事業	疾病などの一時的な理由により生活援助や保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣し、家事や児童の世話等のお手伝いをする
-----	----------	---

《 担当機関 》 社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会  
《 費用負担 》 所得や利用するサービスによって異なる

# B 高齢者のための支援

(県の所管)  
医療福祉推進課

## I 高齢者に関する相談

B01	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、健康、福祉、医療、生活の困り事など、高齢者に関する総合相談窓口
-----	-------------------	--

《 担当機関 》 地域包括支援センター（各市町に設置）

## II 要介護・要支援の認定等

B02	市町への申請	要介護・要支援の認定等を受けることで、介護保険の各種サービスを受けることができるようになる
-----	--------	---

《 担当機関 》 市町 または 地域包括支援センター

< 介護保険サービス >

Ⅲ 要介護・要支援の認定等を受けて利用できるサービス

【注】下記のほか、福祉用具の貸与や購入、住宅の改修等に係る支援もあり

自宅においてサービスを受ける	B03	訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行う	
	B04	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行う	
	B05	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が訪問し、リハビリを行う	
	B06	訪問看護	看護師等が訪問し、療養上の世話を行う	
	B07	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の指導等を行う	
	B08	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行う	
	施設に通いサービスを受ける	B09	通所介護（デイサービス）	通所介護施設において、日帰りで食事や入浴の提供、機能訓練サービス等を行う
		B10	通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設において、日帰りでリハビリを行う
施設に宿泊しサービスを受ける	B11	短期入所（ショートステイ）	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等において、食事・入浴などの介護や機能訓練等を行う	
通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービス	B12	小規模多機能型居宅介護	「通いサービス」を中心に、「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練等を行う	
	B13	看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護の機能を追加したサービスを行う	
施設に入所しサービスを受ける	B14	特別養護老人ホーム	自宅での生活が困難な方（原則要介護3以上）に、食事・入浴などの介護や日常生活上の世話を行う	
	B15	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリが必要な方に、介護や機能訓練等を行う	
	B16	介護医療院	生活の場としての機能も備えた施設において、長期療養を必要とする方に、医療と介護を一体的に行う	
	B17	認知症高齢者グループホーム	認知症の方が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受ける	

《 担当機関 》 市町 または 地域包括支援センター  
 《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の1～3割 等

< 介護保険サービス以外 >

Ⅳ 要介護・要支援の認定を受けなくても利用できるサービス

施設に入所しサービスを受ける	B18	有料老人ホーム	食事や介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のうち、全部または一部をサービスとして行う
	B19	サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談のサービスを行う（ただし、施設により、食事や洗濯・掃除等の家事サービスを行う場合あり）
	B20	軽費老人ホーム	家庭または住宅等の事情により自宅での生活が困難な方に、食事、入浴、生活支援等のサービスを行う
	B21	養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な方に、健康管理や生活支援等を行う（市町の措置による入所）

《 担当機関 》 市町 または 地域包括支援センター  
 《 費用負担 》 施設、市町によって異なる



# C 障害のある方のための支援

(県の所管)  
障害福祉課

## I 障害に関する相談

<b>C01</b>	市町による相談支援	家族に障害のある方がいる場合、居住市町の障害福祉担当課が相談に対応。
<b>C02</b>	保健所による相談支援	家族に難病や精神障害のある方がいる場合、居住市町を管轄する保健所が相談に対応。
<b>C03</b>	依存症相談	アルコールや薬物（医薬品含む）、ギャンブル等の依存症に悩む方や、その家族等からの相談に対応
<b>C04</b>	ひきこもり相談	ひきこもり状態にある本人やその家族、関係者等からの相談に対応

《 担当機関 》 市町、県精神保健福祉センター、保健所

## II 障害支援区分の認定 (障害児を除く)

<b>C05</b>	市町への申請	障害支援区分の認定を受けることで、障害福祉サービスを受けることができるようになる
------------	--------	--

《 担当機関 》 市町

## III 障害支援区分の認定を受けて利用できるサービス

【注】どのサービスを利用できるかは、認定を受けた障害支援区分によって異なる

### 自宅においてサービスを受ける

<b>C06</b>	居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、障害のある方の介護を支援
<b>C07</b>	重度訪問介護	常に介護を要する重度障害者のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、外出時を含め総合的に支援
<b>C08</b>	行動援護	常に介護を要する精神・知的障害者のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、外出時を含め支援

### 施設に宿泊しサービスを受ける

<b>C09</b>	短期入所 (ショートステイ)	短期間、障害者支援施設や児童福祉施設等に宿泊
------------	-------------------	------------------------

《 担当機関 》 市町  
《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1 割

## IV 障害支援区分の認定を受けなくても利用できるサービス

### 施設に通いサービスを受ける

<b>C10</b>	自立訓練	自立した生活に向け、施設で身体機能や生活能力向上のための訓練を行う（自宅で行う場合もあり）
------------	------	---

《 担当機関 》 市町  
《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1 割

## V 障害児のためのサービス

【注】「障害児」とは、障害のある方のうち18歳未満の方をいう

### 自宅においてサービスを受ける

<b>C11</b>	児童発達支援 (居宅訪問型)	外出が著しく困難な重度の障害児のため、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う
------------	-------------------	--

### 施設に通いサービスを受ける

<b>C12</b>	児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う（医療型もあり）
------------	--------	---------------------------------------

<b>C13</b>	放課後等デイサービス	放課後や長期休暇中に、施設で生活能力向上のための訓練を行う
------------	------------	-------------------------------

《 担当機関 》 市町  
《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1 割

### 施設に入所しサービスを受ける

<b>C14</b>	障害児入所施設	日常生活の指導や自立生活に必要な知識技能を付与する（福祉型・医療型の2種類あり）
------------	---------	--

《 担当機関 》 児童相談所  
《 費用負担 》 サービス利用に要した費用の原則 1 割



## D コミュニケーションのための支援

(県の所管)  
障害福祉課 (★マークの支援を除く)

聴覚障害がある方への支援	D01	手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚障害者が医療機関等へ赴く場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し支援
《 担当機関 》 市町 《 費用負担 》 なし			
★ 日本語以外を母国語とする方への支援	D03	生活相談等	しが外国人相談センターにおける外国語による生活相談の実施。ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、ベトナム語を含む12言語で対応
《 担当機関 》 (公財) 滋賀県国際協会 《 費用負担 》 なし (電話代は相談者の負担)			

## E 生活を支えるための支援

(県の所管)  
健康福祉政策課

相談支援	E01	生活困窮者自立相談支援	経済的に困窮する方が地域で自立した生活が行えるよう、相談員が一人一人の状況に応じた支援プランを作成
給付金	E02	住宅確保給付金	離職や廃業、休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に家賃相当額を支給
	E03	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障
《 担当機関 》 市の区域 …… 市の福祉事務所 町の区域 …… 県の福祉事務所 (各健康福祉事務所)			
貸付金	E04	生活福祉資金	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の生活を経済的に支援 (要返済)
《 担当機関 》 社会福祉協議会 (各市町に設置)			

## F 難病患者の家族のための支援

(県の所管)  
健康寿命推進課

【注】滋賀県内に住所を有する方に限る

在宅患者の一時入院	F01	在宅難病患者一時入院	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者を介護する家族の休息等のため、県が契約した病院に一時入院させる制度 (レスパイト入院)
《 担当機関 》 保健所および滋賀県難病医療連携協議会			

## G 日常生活上の心配ごとと相談

相談支援	G01	心配ごと相談、福祉総合相談等	福祉の分野にかかわらず、日常生活上の心配ごとについて幅広く相談に応じる
《 担当機関 》 社会福祉協議会 (各市町に設置)			



「すまいる・あくしょん」・・・コロナ禍の子どもたちの声から生まれた、  
子どもの笑顔を増やすための新しい行動様式。（令和2年10月策定）

ヤングケアラー支援のための 福祉サービスの手引

発行 令和4年（2022年）10月

滋賀県 健康医療福祉部 子ども・青少年局

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL:077-528-3554